

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 25 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 4 年 4 月 1 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 57 条の 3 第 1 項を次の通り改める。

第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの（イ）の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの（ハ）の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。

同条同項第 1 号を次の通り改める。

(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1 月 16 日から 2 月末日まで

6 月 1 日から同月 30 日まで

9 月 1 日から同月 30 日まで

11 月 1 日から 12 月 20 日まで

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1月7日から2月末日まで
4月21日から同月26日まで
5月7日から同月10日まで
6月1日から7月15日まで
9月1日から10月10日まで
11月1日から12月27日まで

同条同項第2号を次の通り改める。

(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

3月21日から4月5日まで
4月28日から5月6日まで
7月21日から8月31日まで
12月25日から翌年1月10日まで

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

(イ) 3月21日から4月5日まで

(ロ) 8月1日から同月9日まで

(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき

7月1日から同月31日まで
9月1日から同月30日まで
10月1日から同月31日まで
11月1日から同月30日まで

同条同項同号の次に次の1号を加える。

(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）に限る。

1月1日から同月6日まで
4月27日から5月6日まで
8月10日から同月19日まで
12月28日から同月31日まで

第 62 条を削除する。

第 125 条第 1 項第 1 号イの (イ) の a 中、「同表に定める料金に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を」を加える。

同条同項同号イの (イ) の c 中、「同表に定める料金に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を」を加える。

同条同項同号イの (イ) の g の(c)中、「当該合計額に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 400 円を」を加える。

同条同項同号イの (二) の j 中、「特定特急料金」の右に「(第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものを含む。)」を加える。

同条同項同号イの (二) の j の(b)中、「(イ)の a の規定にかかわらず、」を削り、「1,610 円と」の右に「し、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,810 円と」を加える。

同条同項同号ロの (イ) の a の(a)の①中、「同表に定める料金に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を」を加える。

同条同項同号ロの (イ) の a の(a)の②中、「同表に定める料金に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を」を加える。

同条同項同号ロの (イ) の i 中、「1,490 円と」の右に「し、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、1,690 円と」を加える。

同条同項同号ロの (イ) の j の(a)を次の通り改める。

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。また、第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものにあつては、次表に定め

る料金から 530 円を低減した額とする。

同条同項同号口の (ハ) の a の (a) 中、「同表に定める料金に 200 円を」の右に「、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を」を加える。

同条同項同号口の (ホ) の a の (a) を次の通り改める。

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、また、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

同条同項同号口の (ホ) の a の (a) の表を次の通り改める。

営業 キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	301 キロ メートル 以上
料金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130

同条同項同号口の (ホ) の a の (b) を次の通り改める。

(a) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であつて、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。

同条同項同号口の (ホ) の a の (b) の表を次の通り改める。

営業キロ 地帯	25 キロ メートル まで	50 キロ メートル まで	75 キロ メートル まで	100 キロ メートル まで
料金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400

同条同項同号口の (ホ) の b の (a) 中、「(25km 以内の区間及び(c)に定める区間を除く。)」を「(25km 以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)」に改める。

同条同項同号口の (ホ) の b の (a) の①を次の通り改める。

1,130 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,330 円とし、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、600 円とする。

同条同項同号口の (ホ) の b の (a) の②を次の通り改める。

600 円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間（25 km 以内の区間を除く。）であって、旅客が同区間の特別急行列車（かいおう号を除く）に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800 円とする。

同条同項同号口の（ホ）の b の (b) を次の通り改める。

乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間のとき

同条同項同号口の（ホ）の b の (b) の①を次の通り改める。

1,030 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,230 円とし、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、500 円とする。

同条同項同号口の（ホ）の b の (b) の②を次の通り改める。

500 円とする。

同条同項同号口の（ホ）の b の (c) を削る。

第 130 条第 1 項第 2 号ハの（ロ）中、「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）」を「祝日法」に改める。

第 139 条の 2 を次の通り改める。

第 139 条の 2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第 2 号から第 5 号以外の大人座席指定料金

530 円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に掲げる期間内の日であるときは、330 円とする。

(2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ SL と客車が一体となって運転する列車に対して発売する大人座席指定料金 1,680 円とする。

ハ 快速列車エアポート号及びノロッコ号に対して発売する大人座席指定料金 840 円とする。

(3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 「SL 銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B. B. BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席

指定料金

530 円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840 円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第 1 号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680 円とする。

第 139 条の 3 を削除する。